第 243 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 7 年 1 月 24 日（金）午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 20 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員（ 36名 ）

1番　恩田 洋一	2番　石原 隆幸	3番　藤原 寿成	6番　古田川光彦
7番　永濱 孝之	8番　安部 治美	9番　石原 博	10番　高橋 正敏
11番　藤原 克巳	12番　和久利 勝	13番　石原 敬士	14番　和久利 健
15番　立石 覚	16番　大坂 茂	17番　安部 傭造	18番　金倉 弘美
20番　八澤 幹夫	21番　森合 健一	22番　藤原 昭則	24番　佐藤 昌利
27番　若月 勝久	29番　藤原 功	30番　山田 幸則	31番　白名 貴美子
32番　嵐谷 行徳	33番　新田 昭喜	34番　卜藏 秀夫	35番　浅野 保男
36番　川西 雄二	37番　小池 俊彦	38番　堀尾 敏久	39番　大塚 真人
40番　安部 秀男	41番　梅木 達也	42番　松島 昭夫	43番　原田 二朗

4. 事務局又は説明者

農業委員会　事務局長補佐　石原ゆう子

5. 欠席委員（ 7名 ）

4番　藤原 康正	5番　岩田 孝史	19番　藤井 卓	23番　渡部 雅一
25番　石原 宏二	26番　賀元 亨	28番　藤原 修	

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名

日程第２号　報告第１号　農地の合意解約に関する届け出について

議案第１号　農地法第３条の規定による許可の取消について

議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について

議案第３号　農用地利用集積計画の承認について（利用権の設定）

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第243回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は4番藤原委員、5番岩田委員。出席者は18名中16名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は、19番、23番、25番、26番、28番の5名が欠席となっています。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、12番　和久利委員、13番　石原委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地の合意解約に関する届け出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	1ページをご覧ください。 報告第 1 号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和7年1月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、○○○○番、1 筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積2,273㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　□□□□番地。賃借人氏名　■■■■、住所　△△△△番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期いずれも令和6年12月20日。解約の理由、双方の合意による。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等は行いません。 次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	2ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和7年1月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、○○○○番、1筆。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1，191㎡の内128㎡他。権利種別、3条地役権。貸付人氏名　●●●●、住所　□□□□番地。申請事由は、地役権の設定。借受人氏名　■■■■合同会社、住所　△△△△番地。対価につきましては、10アールあたり月額▲▲▲▲円です。権利の存続期間は20年間です。資料1に地図を載せておりますのでご覧ください。 番号2、農地の所在、○○○○番、1筆。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は538㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名　●●●●、住所　□□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名　■■■■、住所　△△△△番地。権利取得後の経営面積は1488．6アールです。資料2に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号3、農地の所在、○○○○番ほか1筆。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1，219㎡ほかで1，431㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名　●●●●、住所　□□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名　■■■■、住所　△△△△番地。権利取得後の経営面積は91．8アールです。資料3に地図を載せておりますので、ご覧

	ください。 3ページから4ページにかけてご覧ください。 今回、○○○○の●●●●さんから□□□□在住の■■■■さんに農地の所有の権利移動をするのために3条許可申請がありました。●●●●さんが単独で所有している農地、共有名義で所有している農地の権利すべてを■■■■さんに譲る、ということですので単独所有分番号4、共有名義分番号5．6．7を一括して説明させていただきます。なお、番号5．6．7につきましては、名義が●●●●ほか何名となっていますが、代表者という意味ではなく、●●●●さんが共有者の一人です、という意味で名前を「●●●●ほか何名」としています。 番号4から番号7、農地の所在、△△△△番ほか14筆。地目は登記簿、現況ともに田、及び畑。面積は270㎡ほかで8，555㎡。権利種別、番号4は3条有償移転。番号5～7は3条無償移転。譲渡人氏名　●●●●、住所　▼▼▼▼番地。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名　■■■■、住所　□□□□番地。資料4、5に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号8、農地の所在、○○○○番ほか2筆。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は337㎡ほかで468㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名　●●●●、住所　□□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名　■■■■、住所　△△△△番地。権利取得後の経営面積は32．1アールです。資料6に地図を載せておりますので、ご覧ください。 この案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に従事すると、見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、14番和久利委員、お願いいたします。
14番	議案第1号、番号1につきまして14番和久利が補足説明をさせていただきます。 この案件につきましては、譲受人の○○○○さんが、●●●●地内にあります□□□□のあとの奥の方ですけども、■■■■から△△△△へ抜ける道の所ですが、ソーラーパネルをかなりの数設置しておられます。そこから▲▲▲▲地内、▽▽▽▽地内ですけども、▼▼▼▼さんがありますが、その近くに◇◇◇◇があり、そこに行く送電線の下にこの土地がかかるということです。私も地役権というのをあまり聞いたことがありませんが、畑の土地を特別何かするわけではありませんが、空中を電線が通るということでの権利設定があるようです。特別土地自体に支障はありません。空中を電線が通るということで、そういう権利設定です。期間は20年です。当分の間はそういうことでされるようです。農地に関しては、特別土地が無くなるということもありませんし、耕作し何か被害があるということもありませんので、特別問題はないと考えますので、審議をよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号1について承認することに決しました。 次、番号2について、36番川西委員、お願いいたします。

36番	議案第1号、番号2につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんから●●●●さんへの畑の譲渡について、開パイの□□□□団地でもともと●●●●さんが借りて耕作しておられました。○○○○さんが都合により譲渡されるようです。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号2について承認することに決しました。 次、番号3について、39番大塚委員、お願いいたします。
39番	議案第1号、番号3につきまして39番大塚が補足説明をさせていただきます。 場所ですが○○○○駅の裏手にございまして、●●●●さんは高齢でございまして、現在◇◆◇◆の方に住んでおられますが、こちらに帰られる予定もなく、現在家屋・田・畑ともに□□□□さんの方が管理しておられまして、何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号3について承認することに決しました。 続いて補足説明に入ります。番号4から番号7について、譲渡人が一緒ですので38番堀尾委員続けてお願いいたします。
38番	議案第1号、番号4から番号7につきまして、38番堀尾が補足説明をさせていただきます。 場所は国道314号の○○○○トンネルを出て●●●●方面に約5km向かいますと□□□□駅がございます。その周辺に点在する農地です。▽▽▽▽さんという方は、現在■■■■に住んでおられますが、□□□□出身の方で生家も現存しています。▼▼▼▼さんは現在△△△△で農地を借りて農業をされている方で、空き家となった▽▽▽▽さんの実家を既に購入されています。地目が農地である全てを引き受け徐々に農業拠点を坂根地内に移したいと聞いております。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。 続いて番号4から番号7について譲渡人が一緒ですので一括質疑に入ります。よろしいですか。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号4から番号7について承認することに決しました。 続いて補足説明に入ります。番号8について、43番原田委員お願いいたします。

43番	議案第1号番号8につきまして43番原田が補足説明をさせていただきます。 場所については、○○○○の●●●●地内です。地図にもありますように、自宅の周りに3枚の畑があります。□□□□さんと■■■■さんは親子でして、特別の事情により譲渡されるということです。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号8について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	6ページをご覧ください。 議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年1月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、○○○○番、1筆。地目は、登記簿　畑、現況は雑種地。面積は443㎡です。申請人氏名　●●●●、住所　□□□□番地。転用目的、貸駐車場。転用理由は、申請地近傍に居住する住民らへの貸駐車場としたい。この貸駐車場ですが私も現地へ行ってみましたが、車庫があっての貸駐車場ではなく、下にアスファルトをしいたもので車が11台分おけるようになっていました。建物(車庫)があっての駐車場ですと現況地目は宅地になりますが、今回の場合は建物は建っていませんので、現況地目は雑種地となります。 追認です。顛末書を読みます。 (顛末書) 本件土地は、当家において旧来より畑として利用しておりました。ところで本件土地近傍住民らにあっては自家用車駐車場または駐車場用地として適した土地を所有していないことから日常生活において困却している実情を伝え聞いておりました。そこで、同人らの日常生活の利便性向上のため、平成31年4月頃、農地法の許可を得ることなく本件土地に対し造成工事等を施工完了させ貸駐車場へと転用した次第であります。農地転用において、農地法所定の許可が必要であることを知らず、また本来ならば農地へ復元すべきところ、転用工事完了後も地域住民らの日常生活において必要不可欠な駐車場として現在も利用中であるため、原状回復は困難であります。以後このような違反転用のなきよういたしますので、何卒ご容赦いただきたく存じます。 本土地は、都市計画区域内であるため除地は必要ありません。 資料7に地図を載せておりますので、ご覧ください。 農地法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、35番浅野委員、お願いいたします。
35番	議案第2号、番号1につきまして35番浅野が補足説明をさせていただきます。 場所は○○○○自治会の町中にあります。この農地は住宅に囲まれていて付近の住民の皆様にとって駐車場としての利便性が必要であると希望されていた土地であると聞いております。先

	ほど事務局から説明がありました、顛末書のとおり追認の案件となります。申請者は反省をしておられます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号1について承認することに決しました。 次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	7ージをご覧ください。 議案第3号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和7年1月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、○○○○番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1,799㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はごらんのとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ■■■■、住所 △△△△番地。経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は、田。期間は5年、賃貸借です。 番号2、農地の所在、○○○○番ほか2筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積1,289㎡ほかで3,159㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ■■■■、住所 △△△△番地。経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は、田。期間は5年、賃貸借です。 番号3、農地の所在、○○○○番ほか1筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積1,670㎡ほかで4,170㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名、■■■■、住所 △△△△番地。経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は、田。期間は5年、賃貸借です。 8ージをご覧ください。 番号4、農地の所在、○○○○番ほか1筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積1,200㎡ほかで2,915㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名、■■■■、住所 △△△△番地。経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は、田。期間は3年、賃貸借です。 番号5、農地の所在、○○○○番、1筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積2,210㎡。 内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ■■■■、住所 △△△△番地。経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は、田。期間は3年、賃貸借です。 番号6、農地の所在、○○○○番ほか5筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積2,586㎡ほかで11,278㎡。 内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ■■■■、住所 △△△△番地。利用権設定後の経営面積は、244.6アールです。利用目的は、田。期間は5年、賃貸借です。

事務局	番号7、農地の所在、○○○○番、1筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積 2，273㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ■■■■、住所 △△△△番地。利用権設定後の経営面積は、93．4アールです。利用目的は、田。期間は5年、賃貸借です。 番号8、農地の所在、○○○○番ほか1筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積1，388㎡ほかで1，686㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ■■■■、住所 △△△△番地。利用権設定後の経営面積は、87．5アールです。利用目的は、田。期間は5年、賃貸借です。 10ページをごらんください 番号9、農地の所在、○○○○番ほか2筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積444㎡ほかで4，021㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ■■■■、住所 △△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は、田。期間は5年、賃貸借です。 番号10、農地の所在 ○○○○番ほか1筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積は480㎡ほかで1，474㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ■■■■、住所 △△△△番地。利用権設定後の経営面積は、1,498アールです。利用目的は、田。期間は5年、賃貸借です。 11ページにかけてご覧ください 番号11、農地の所在、○○○○番ほか4筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，379㎡ほかで計7，630㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名、■■■■、住所 △△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は、田。期間は5年、賃貸借です。 番号12、農地の所在、○○○○番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積2，499㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名、■■■■、住所 △△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は、田。期間は5年、賃貸借です。 番号13、農地の所在、○○○○番ほか3筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積635㎡ほかで8，629㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ■■■■、住所 △△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は、田。期間は5年1ヶ月、賃貸借です。 12ページをご覧ください 番号14、農地の所在、○○○○番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，559㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ■■■■、住所 △△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は、田。期間は5年、賃貸借です。 番号15、農地の所在、○○○○番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，639㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名、農事組合法人■■■■、住所 △△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は、田。期間は5年、賃貸借です。 番号16、農地の所在、○○○○番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積2，529㎡。内容

	は新規です。利用権を設定する者の氏名　●●●●、住所　□□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名、■■■■、住所　△△△△番地。利用権設定後の経営面積は173．3アールです。利用目的は、田。期間は5年、賃貸借です。 以上の案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することの要件を満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、20番八澤委員、お願いいたします。
20番	議案第3号、番号1につきまして20番八澤が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんは●●●●の住所でありまして、これは○○○○さんは前から□□□□さんの方に出しておられまして耕作もちゃんとやっておられます。再設定であります。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号1について承認することに決しました。 続いて補足説明に入ります。番号2から番号3について、受け手が一緒ですので10番高橋委員続けてお願いいたします。
10番	議案第3号、番号2から番号3につきまして、10番高橋が補足説明をさせていただきます。 ○○○○の●●●●自治会に田がございまして、受け手の□□□□さん、上の方で丁寧にされています。 問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号2について承認することに決しました。 続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号3について承認することに決しました。

	続いて補足説明に入ります。番号4から番号5について、受け手が一緒ですので27番若月委員続けてお願いいたします。
27番	議案第3号、番号4から番号5につきまして、27番若月が補足説明をさせていただきます。 現地は○○○○の郵便局の近辺にあります。●●●●さんは非常に熱心に管理される方です。再設定でもありますので、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号4について承認することに決しました。 続いて番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号5について承認することに決しました。 続いて補足説明に入ります。番号6について、27番若月委員お願いいたします。
27番	議案第3号、番号6につきまして、27番若月が補足説明をさせていただきます。 現地は○○○○にあります。●●●●さんの田んぼは別の方が耕作していらっしゃいましたけども、この度□□□□さんに代わるということです。□□□□さん非常に意欲的でして、管理の方も適切にやっておられます。何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号6について承認することに決しました。 続いて補足説明に入ります。番号7から番号8について、受け手が一緒ですので34番卜藏委員続けてお願いいたします。
34番	議案第3号、番号7から番号8につきまして、34番卜藏が補足説明をさせていただきます。 圃場の位置は○○○○さんの所が■■■■から300mくらい△△△△に向かって町道がありまして、それを行ってもらってまた200mくらい行くと斐伊川に向けて農道があります。それを曲がってもらって3番目の圃場が○○○○さんの圃場です。また●●●●さんの所ですけども▲▲▲▲に入ってもらって▽▽▽▽の前の2枚目の田んぼが●●●●さんの田んぼです。それと家の前に小さい田んぼがありますけども、それが対象の圃場になります。□□□□さんは、婿さんでして5年前に▲▲▲▲に帰ってこられまして、定年で帰ってこられまして、非常に頑張ってやっておられます。田んぼを5～6反は作りたいと常がね言っておられました。今度大体のところがいけると

	思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号7について承認することに決しました。 続いて番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号8について承認することに決しました。 続いて補足説明に入ります。番号9について、34番卜藏委員お願いいたします。
34番	議案第3号、番号9につきまして、34番卜藏が補足説明をさせていただきます。 圃場の位置は県道印賀奥出雲線から横に入ってもらいますと、〇〇〇〇という●●●●がありまして、その前の橋を渡ってもらいまして400mくらい行くと左側に小さい田んぼがあり、それをちょっと行った所に右側へ折れる農道がありまして、そこに2枚あります。□□□□さんは■■■■さんのところの田を十数年作っておられて、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号9について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号9について承認することに決しました。 続いて補足説明に入ります。番号10について、37番小池委員お願いいたします。
37番	議案第3号、番号10につきまして、37番小池が補足説明をさせていただきます。 場所は〇〇〇〇の駐車場の横ということでそこは●●●●さんが今までも管理して作付けしておられますので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号10について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号10について承認することに決しました。 続いて補足説明に入ります。番号11について、37番小池委員お願いいたします。

37番	議案第3号、番号11につきまして、37番小池が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんは勤めておられまして、●●●●さんの圃場は○○○○さんの近辺ということで、既に管理しておられます。きれいに管理しておられて何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号11について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号11について承認することに決しました。 続いて補足説明に入ります。番号12について、35番浅野委員お願いいたします。
35番	議案第3号、番号12につきまして、35番浅野が補足説明をさせていただきます。 場所は○○○○地内でJR木次線の線路沿いの圃場です。その農地は昨年も設定を受ける●●●●さんにより稲の作付けがなされています。周辺の圃場もしっかり管理されています。今後も利用権の再設定により継続した農業生産活動ができるものと見込まれます。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号12について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号12について承認することに決しました。 続いて補足説明に入ります。番号13について、35番浅野委員お願いいたします。
35番	議案第3号、番号13につきまして、35番浅野が補足説明をさせていただきます。 場所は○○○○地内から見れば■■■■の向こうの圃場であります。この農地では昨年も設定を受ける●●●●さんにより稲の作付けがなされています。●●●●さんは□□□□の方で少し離れていますが、しっかり管理されていて、今後も利用権の再設定により継続した農業生産活動ができるものと見込まれます。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号13について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号13について承認することに決しました。 続いて補足説明に入ります。番号14について、35番浅野委員お願いいたします。

35番	議案第3号、番号14につきまして、35番浅野が補足説明をさせていただきます。 場所は先ほどの番号12に隣接した圃場です。この農地は昨年も設定を受ける○○○○さんにより稲の作付けが行われております。周辺の圃場もしっかり管理されております。今後も利用権の再設定により継続した農業生産活動ができるものと見込まれます。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号14について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号14について承認することに決しました。 続いて補足説明に入ります。番号15について40番安部委員お願いいたします。
40番	議案第3号、番号15につきまして、40番安部が補足説明をさせていただきます。 場所は○○○○地内の国道314号から少し入った所の圃場で、更新ということで引き続いて農事組合法人●●●●さんがやられるということで、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号15について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号15について承認することに決しました。 続いて補足説明に入ります。番号16について42番松島委員お願いいたします。
42番	議案第3号、番号16につきまして、42番松島が補足説明をさせていただきます。 この圃場は○○○○集落にある圃場でして、前回作っておられた方が、おやめになったということで今回、●●●●さんに代わられたということです。ご審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号16について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号16について承認することに決しました。 以上で本日の審議を終えます。 その他について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局より事務連絡) (1)活動記録簿のつけ方について (2)4月からの農地の貸し借りについて

	(3)4月以降の奥出雲町農業委員会の総会方式を議案方式とすることについて
議長	そういたしますと以上で本日の審議を終えます。来月の総会でございますが、2月25日(水)9時からこの会場で行います。お気をつけてお帰りください。本日はご苦労様でした。